

議案第1号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会の項の次に次の1項を加える。

川崎市雨水対策検討委員会	気候変動の影響を踏まえた雨水対策に関する方針の策定のために必要な事項に関して調査審議すること。	8人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係行政機関の職員	委嘱された日から令和10年3月31日まで
--------------	---	------	----------------------------	----------------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考資料

制定要旨

雨水対策検討委員会を設置するため、この条例を制定するものである。